

令和7年度保健師中央会議
行政説明 資料3

災害時感染制御支援チーム（DICT）の活動について

厚生労働省 健康・生活衛生局
感染症対策部 感染症対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

感染症を考慮した災害対応力の強化（災害時感染制御支援チーム（DICT））

令和6年能登半島地震における対応

- 避難所における感染症管理・対策を行うため、避難所の衛生状態や健康状況を把握し、感染症リスクが高い避難所に感染症の専門家による対応チームを派遣するなど、重点的な対策等を実施。
- 能登半島地震において、初めて本格投入。

1 避難所の衛生状態・健康状況の把握

① 支援者による状況収集

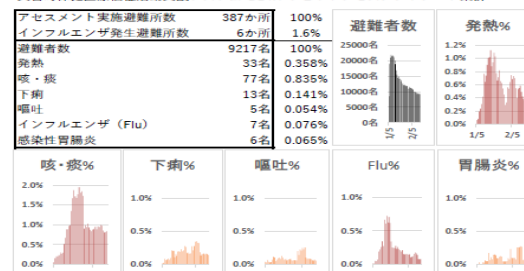
- ・DMATや保健師、自治体職員、自衛隊など、避難所を支援する職員が、避難所訪問時に避難所の衛生状態や感染症の発生等の情報を収集。システム（D24H（災害時保健医療福祉活動システム）等）により情報集約。

② 災害診療記録による患者情報の収集

- ・DMAT等の医療チームが被災者の診療の際、災害診療録を作成。システム（J-SPEED）により情報集約。

※ J-SPEED: 医療チームが診察した個々の患者の診療記録や、支援者の健康管理を報告・集約するシステム(データベース)

避難所感染症レポート 全体 2024年2月16日9時00分時点
災害時保健医療福祉活動支援システム「D24H」ラピッドアセスメントシート集計



感染状況分析の一例

2 専門家と連携した対策

① 感染症の発生状況の分析

- ・1の情報等を基に、国立感染症研究所が感染症の発生状況の評価を作成、保健医療福祉調整本部など関係機関に情報提供。

② リスクの高い避難所への対策

- ・感染症の専門家（※）がリスクの高い避難所を中心に訪問や電話相談等の支援を実施し、感染者の動線管理、衛生環境の改善、手指消毒や環境清掃等について助言。
- ・必要な医薬品や検査キット等を送付。

※ 日本環境感染学会の災害時感染制御支援チーム（DICT：避難所等における感染症対策の支援を行うチーム）や、国立感染症研究所、国立国際医療研究センター及び石川県内の感染症専門家を中心とするネットワークが現地で活動。



DICTの避難所のラウンドの様子

令和6年能登半島地震を踏まえた対応

- ・令和6年10月1日に、厚生労働省の委託事業としてDICT事務局を国立国際医療研究センター（現JIHS：国立健康危機管理研究機構）内に設置。平時からの関係機関との連携を強化し、災害発生時に迅速かつ効果的に避難所等における感染症対策の支援を行うための体制整備を進めている。

災害時感染制御支援チーム（DICT）活動要領の概要

<登録要件>

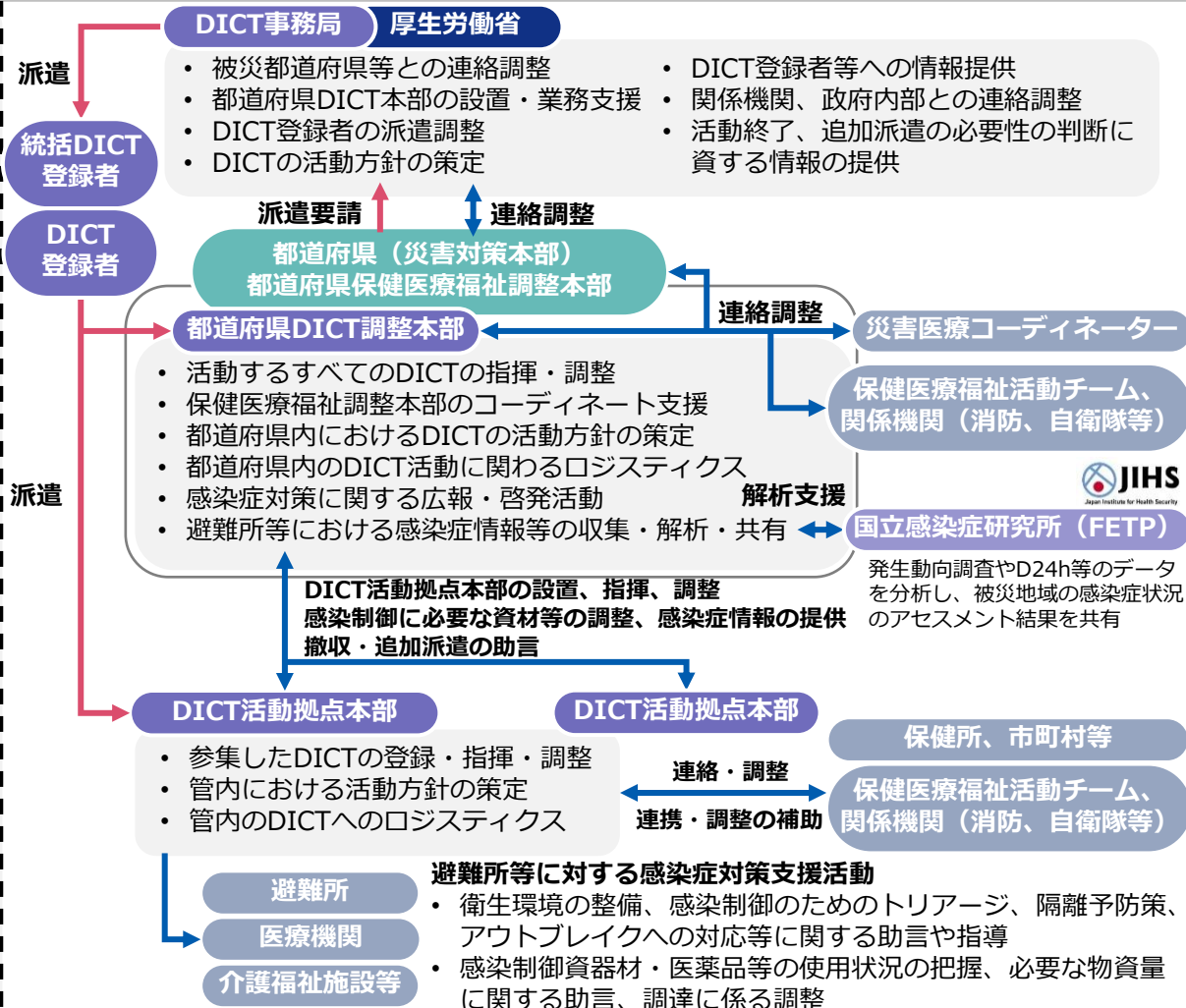
DICT登録者：医療機関・保健所等における感染症対策に係る実務経験を3年以上有し、DICT隊員養成研修を修了した者

統括DICT登録者：統括DICT研修を修了し、あるいはそれと同等の学識・技能を有する者としてDICT事務局が認めた者

平時

- DICT登録者、統括DICT登録者の登録・更新・履歴管理
- DICT本部の設置準備
 - 都道府県保健医療福祉調整本部におけるDICTの責任者となる予定の者の指名
 - 関係機関等との連携体制の構築
- 連絡体制の確保
- DICTの運用体制の確保
 - 運営委員会の設置
 - 専門的事項を扱うワーキンググループ（WG）の設置
 - 避難所等支援WG
 - 情報収集・分析WG
 - 研修・人材登録WG
 - 広報・啓発WG
- 研修・訓練の実施
 - DICT隊員養成研修
 - 統括DICT研修
 - DICT技能維持研修
 - その他関係者への研修、情報提供
- 広報・啓発活動
 - 避難所における感染症対策に関する教育資料の整備

災害時

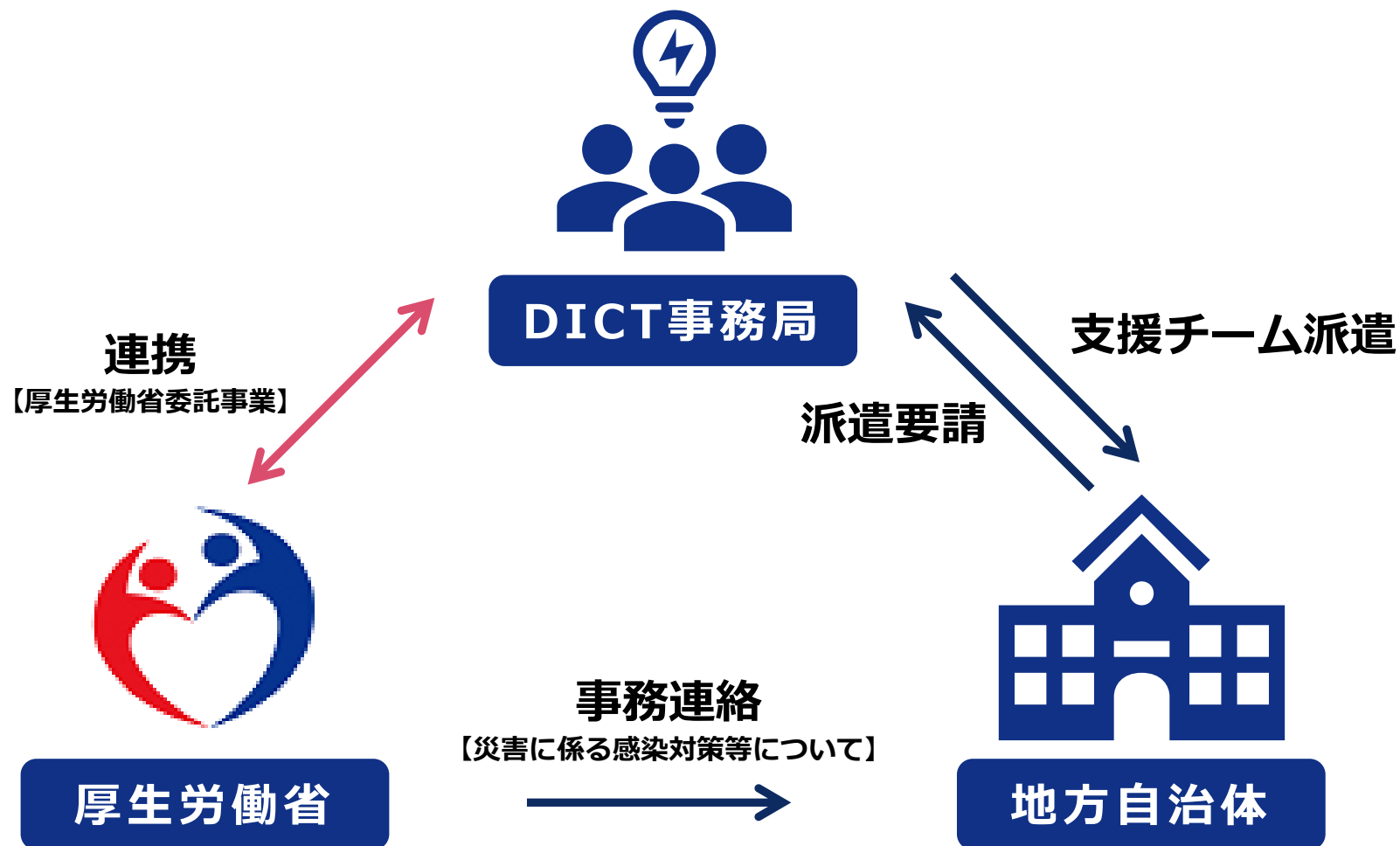


DICTの活動の終了

- 被災都道府県が、災害医療コーディネーター・DICT事務局等の助言を踏まえ、DICT活動の終了を決定
- （被災地の状況に応じて、域内の保健師や保健所、感染制御支援チームが円滑に活動できるまで、あるいは被災者が自立し、自主的な衛生環境の保持が可能となるまで支援を続けることが望ましい）
- DICTの活動終了後には、活動の成果と課題を整理し、事後評価（After Action Review）等を実施
- その結果を被災都道府県を含む関係機関と共有のうえ、今後の体制整備に反映

災害発生時における主な連絡調整と派遣の流れ

- 災害発生時には、厚生労働省から事務連絡を発出し、必要に応じてDICTの派遣要請が可能であることを自治体宛に周知。
- 自治体からDICT事務局への派遣要請に基づいて、DICT事務局は厚生労働省をはじめとした関係機関と連携し、支援チームを派遣するとともに、避難所等における感染症管理・対策の支援を実施。



(参考) 災害時に発出される事務連絡の例

事務連絡
令和7年7月4日

〔都道府県〕
各保健所設置市 衛生主管部(局) 御中
〔特別区〕

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

トカラ列島近海を震源とする地震に係る感染症対策等について

標記地震に際して、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、地域の実情に応じ、別紙に留意の上、感染症対策を円滑かつ適切に実施いただくようお願いします。

なお、標記地震により被災されていない地方公共団体におかれましても、今後、別添に留意の上、円滑かつ適切に実施いただくようお願いします。

また、災害廃棄物に起因する害虫及び悪臭への対策については環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室が所管となるので参考までにお知らせします。

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課
直通：03-3595-2257

(3-2) 感染症の専門家による被災地の避難所等における感染症対策の支援

災害時感染制御チーム(Disaster Infection Control Team: DICT)は、災害発生時に被災地の避難所等における感染症対策の支援に取り組む支援チームです。この点、防災基本計画(令和6年6月28日修正)^{※4}において、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請することについて規定しています。

厚生労働省では、平時からの関係機関との連携を強化し、災害発生時に迅速かつ効果的に避難所等における感染症対策の支援を行うため、令和6年10月1日に、厚生労働省の委託事業としてDICT事務局を国立国際医療研究センター(現JIHS)内に設置しました。

自治体等からのDICT事務局への派遣要請に基づいて、感染症に関する知見を有する医師、看護師等から構成されるDICTを派遣し、地方公共団体等と連携して避難所等における衛生環境の維持に取り組めます。当該DICTの支援については、自治体等による費用負担は発生しません。

主な支援内容は以下のとおりです。

- ・感染症対策の専門家による電話等を通じた相談・助言対応
- ・避難所等において感染症対策の支援を行うDICTの派遣(※)

※DICTは、感染症対策のための薬剤処方や予防接種に係る助言、技術的支援なども実施します。

当該DICTの支援を希望する場合は、以下の連絡先にご連絡いただくようお願いします。

<連絡先>

■国立健康危機管理研究機構
国際感染症危機管理対応推進センター(DICT事務局)
162-8655 東京都新宿区戸山1-21-1
TEL 03-3202-7181(代)【内線:3444】
電子メールアドレス: dict@jihs.go.jp(DICT事務局担当者宛)

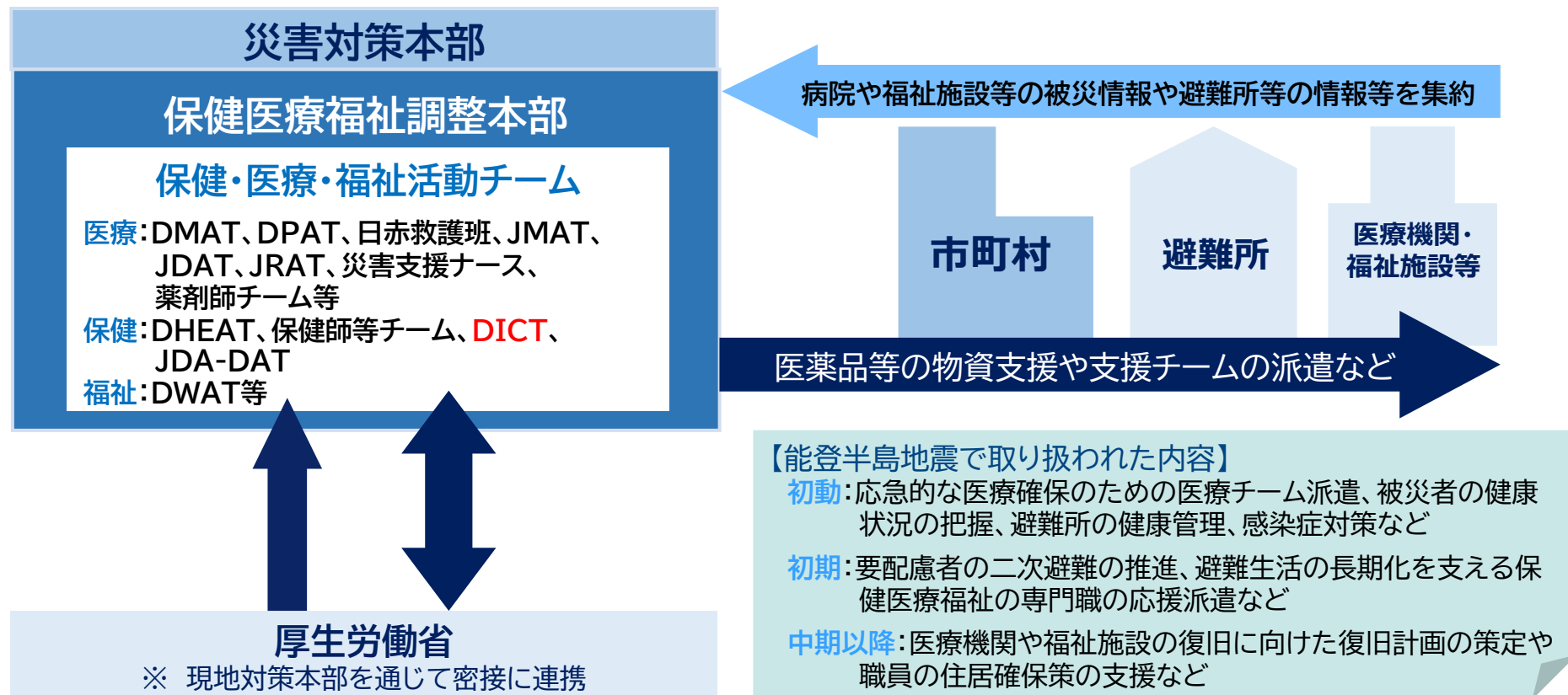
(4) 感染症予防事業費の活用

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第27条第2項及び第28条第2項においては、都道府県、保健所設置市若しくは特別区が、一類感染症から四類感染症までの感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染された疑いのある場所等について、当該感染症の発生予防又はまん延防止のため必要があり、かつ、管理者への消毒及び駆除命令等では十分な対応ができないと認める時は、市町村に指示し、又は都道府県、保健所設置市若しくは特別区が自ら、消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除(※)を実施できることとなっています。

※新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染された疑いのある場所等におけるねずみ族、昆虫等の駆除については、感染症法第44条の4第1項の規定に基づき、政令で定められた場合に限り実施します。

都道府県保健医療福祉調整本部を通じた震災対応

- DICTは保健分野における支援活動を担うチームの1つである。
- 他の保健医療福祉活動チーム、保健医療福祉調整本部、厚生労働省等と、避難所における感染症情報の共有等を通じた連携を行い、感染症対策に関する支援活動を実施する。



災害時感染制御支援チーム（DICT）事務局において検討中の事項

- DICT事務局では、平時から自治体を含めた関係機関との連携を強化し、災害発生時に迅速かつ効果的に避難所等における感染症対策の支援を行うための体制整備を進めている。

避難所等での支援体制整備

- 支援手順の整理・マニュアル化
- 発災初期から円滑な支援を行うための、統括DICTを中心とした都道府県単位での体制整備
- DICT内及び他の保健医療福祉支援チームとの支援活動に関する情報共有・連携体制の整備 等

感染症情報の収集・分析

- 感染症発生状況に関するデータ収集・分析・共有体制の整理 等

研修の整備

- DICTの活動内容に即した研修プログラムの体系化及びDICT隊員養成研修の実施
- 既存の訓練へのDICT隊員の参加を含めた、他機関との合同訓練の実施 等

広報・啓発活動

- 災害支援に関わる自治体職員、保健医療福祉活動チーム、地域住民等を対象とした、感染症対策に関する研修・広報・啓発資材の整備 等